

議第115号

京都市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

京都市保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年 9 月24日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市保育所条例の一部を改正する条例

第 1 条 京都市保育所条例の一部を次のように改正する。

別表京都市南保育所の項中「京都市南区西九条南田町 9 番地」を「京都市南区西九条東比永城町75番地」に改める。

第 2 条 京都市保育所条例の一部を次のように改正する。

別表京都市南保育所の項中「京都市南区西九条東比永城町75番地」を「京都市南区西九条南田町 9 番地」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において市規則で定める日から、第 2 条の規定は公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

提案理由

京都市南保育所の位置を変更する必要があるので提案する。